

夷隅川流域委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、夷隅川流域委員会(以下、「委員会」という。)と称する。

（目的）

第2条 委員会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した夷隅川水系河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

（委員会及び座長の職務）

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、農業関係者、流域内市町長から構成される委員をもって組織する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 委員会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、委員を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、予め座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（懇談会の招集）

第4条 委員会は、河川管理者である千葉県知事を代行する千葉県夷隅地域整備センター所長が招集する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局を千葉県夷隅地域整備センターに置き、委員会の運営を行う。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

（附 則）

この規約は、平成13年10月25日から施行する。

この規約は、平成17年3月8日から施行する。

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

夷隅川流域委員会 委員会名簿

(敬称略・順不同)

	職	氏名	分類	備考
1	座長	石川 雅朗	学識経験者(河川・水産)	木更津工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
2	委員	大場 達之	学識経験者(河川・植物)	元千葉県立中央博物館副館長
3	委員	川津 浩二	学識経験者(魚類)	千葉県水産総合研究センター 内水面水産研究所 主席研究員
4	委員	松崎 敏雄	学識経験者(農業水利)	夷隅川土地改良区理事長
5	委員	高野 重敏	学識経験者(農業水利)	夷隅中部土地改良区理事長
6	委員	近藤 満	学識経験者(漁業)	夷隅川漁業協同組合参事
7	委員	伊丹 基	地域住民代表	勝浦土地改良区理事長代理
8	委員	江澤 勝美	地域住民代表	大多喜町議会議員
9	委員	吉野 智	地域住民代表	いすみ市夷隅地域区長会長
10	委員	石井 勇	地域住民代表	御宿町農業委員
11	委員	渡辺 一司	地域住民代表	いすみ市住民代表
12	委員	田口 久子	地域住民代表	いすみ市住民代表
13	委員	藤平 輝夫	地元自治体	勝浦市長
14	委員	太田 洋	地元自治体	いすみ市長
15	委員	飯島 勝美	地元自治体	大多喜町長
16	委員	石田 義廣	地元自治体	御宿町長